

募 集 要 項

令和5年度 新見市公募型鉄道利用促進事業

新見市 福祉部 交通対策課

〒718-8501 新見市新見 310 番地 3
TEL:0867-72-6122 FAX:0867-72-6107
Mail : koutsu@city.niimi.okayama.jp

新見市公募型鉄道利用促進事業 募集要項

1 趣旨

現在、鉄道の利用者は、人口減少や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響により減少する傾向にありますが、将来にわたって鉄道を維持していくためには、利用者の増加を図ることが重要であると考えています。

この事業は、「民間」の柔軟な発想や専門性と「行政」が持つノウハウなど、互いの知恵と力を合わせ、市民と協働による鉄道の利用促進を図るため、市民団体等が自ら企画実施する事業を公募し、提案団体へモデル的に委託して実施するものです。

実施後は、事業効果を検証するとともに、高い成果が認められる取組については、市の施策（事業）として活用を検討します。

市民のみなさんに一翼を担っていただくことで、官民連携による鉄道利用促進が推進されるよう取り組むものです。

2 事業の種別

募集する事業企画は、市民団体等が鉄道の利用促進に関するものとします。実施については、市と協働して行います。

3 募集テーマ

★下記の4つのテーマで募集します。

■テーマ1 市民の鉄道利用を促進する取り組み

【具体例】

- ・体験乗車の実施
- ・スタンプラリーの開催 など

■テーマ2 市外から利用者呼び込む取り組み

【具体例】

- ・モニターツアーの実施
- ・観光列車の運行 など

■テーマ3 鉄道利用促進の意識を醸成する取り組み

【具体例】

- ・フォトコンテストの開催
- ・講演会、シンポジウムの開催
- ・駅前でのマルシェの運営 など

■テーマ4 自由テーマ

- 上記テーマに該当しないもので、鉄道の利用促進につながる事業

4 事業の要件

鉄道の利用促進につながる事業で、次のすべての要件を満たすものが対象となります。

(1 団体につき 1 事業まで)

- (1) 提案団体自らが実施主体となる事業であること
- (2) 委託期間内に企画提案を行った事業が完了する単年度事業であること
- (3) 本市が実施中または実施予定の事業と重複した事業でないこと
- (4) 予算の見積もりが適正であること

【対象外事業】

上記の要件を全て満たしても、下記に該当する事業は対象外とします。

- (1) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から補助を受ける事業
- (2) 宗教または政治活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) 特定の個人のみが利益を受ける事業
- (5) 施設整備（施設の整備や修繕等）のみを目的とする事業

5 団体の要件

応募できる市民団体等は、以下に掲げる要件を全て満たした団体とします。

- (1) 次のいずれかに該当する者が 2 人以上で構成する団体であること。
 - ア 本市内に住所を有する者
 - イ 本市内に勤務する者
 - ウ 本市内の高校、大学、その他の各種学校等に在学している者
 - エ 上記ア～ウに該当しない者のうち、本市の活性化等に貢献する意欲のある者
- (2) 組織運営のための規約や会則等を有する、営利を目的としない団体であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）で定める会社でないこと。
- (4) 構成員が市税等を滞納していないこと。
- (5) 構成員が新見市暴力団排除条例（平成 23 年新見市条例第 32 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

【対象外団体】

なお、上記の要件を全て満たしていても、次に該当する団体は提案団体となることができません。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- (2) 他の提案団体の責任者となっている者が責任者である団体

6 必要経費の交付

事業実施のために直接必要な経費の全額を委託料として支払います。

限度額は 50 万円です。

(1) 事業実施のために直接必要な経費と認められるもの

費目	内訳
人件費	団体会員の賃金、団体会員以外のアルバイト代 ※1時間あたり 892 円、1日あたり 8 時間を限度とする。
報償費	外部の講師、専門家等へ支払う謝礼など
旅費交通費	団体会員、外部の講師等へ支払う交通費など
消耗品費	当該事業のみで使用するもの（インク、印刷用紙、文具等）
印刷製本費	チラシやパンフレット等の印刷代、書類のコピー代など

通信運搬費	切手・はがきの購入、物品の運搬にかかる費用など
使用料・賃借料	会場使用料、機材等のレンタル料など（団体会員の所有物除く。）
保険料	ボランティア保険・行事保険など
外注費・委託費	ステージの設営や音響機器の操作など
備品購入費	耐用年数や価格等から、消耗品と認められないと市が判断する物品（要相談）※

※備品購入費の上限は10万円（10万円を超える部分は、団体の実費負担）とします。

※プリンター及びパソコンの類いは、その価格等に関わらず、対象外とします。

（2）対象外となる経費

次の経費は委託料の対象となりません。

経常的な団体・施設等の運営に関する経費	不動産の取得に要する経費
電話代など使途の確認ができない経費	領収書のない経費
事業に直接関係しない経費	社会通念上適切でない認められる経費

（3）その他留意事項

対象となる経費のうち、1件の支払いが10万円以上となるもの（外注や委託、備品、施設整備等）は、見積書を取得し、領収書とあわせて提出してください。

7 事業企画の提案にかかる書類の提出

事業企画の書類は、内容についてヒアリングを行いますので、
交通対策課まで持参してください。

【提出書類】

- （1）企画提案書（様式第1号）
- （2）事業計画書（様式第2号）
- （3）収支予算書（様式第3号）
- （4）団体の定款、規約、会則またはこれに代わるもの（任意様式）
- （5）団体の構成員名簿及び役員名簿（任意様式）
- （6）直近の事業報告書及び決算書（任意様式）
- （7）団体の活動状況がわかる資料（活動中の写真、チラシなど）

※提出様式は、市HPからダウンロードできます。また、メール送信などもいたしますので、お気軽にご相談ください。

※提出書類はお返しいたしませんので、必ずコピーを取っておいてください。

8 スケジュール（今後、事情により変更になる場合があります。）

（1）応募の受付 **【令和5年4月3日（月）～5月31日（水）17：00まで】**

提出された書類をもとに、団体の要件を満たしているか等の確認を行い、提出を受け付けます。新見市役所交通対策課まで**1部**提出してください。（提出書類の規格は、原則A4版としてください。）

(2) 審査会 【令和5年6月中旬】

一般公開の審査会にて、提案団体が事業企画のプレゼンテーションを行い、審査員が審査します。本審査会から出された結果をもとに、市長が採択する事業を決定します。審査結果は文書にて通知します。

(3) 委託契約の締結 【令和5年7月上旬】

市と提案団体が委託契約を締結し、事業を実施していただきます。

(4) 委託期間終了 【令和6年2月末】**(5) 事業完了報告 【令和6年3月】**

事業完了後、報告書等の提出をしていただきます（3月中旬）。

(6) 事業報告・継続審査会 【令和6年4月】

一般公開の報告会を実施します。また、継続を希望する団体については報告会に併せて審査会も実施します。

9 審査項目

次の審査項目をもとに総合的に審査します。

審査項目	審査の観点
①目的の明確性	・事業を行う目的が、明確に設定されているか。
②課題の把握	・課題や原因を的確に把握しているか。
③協働の必要性	・課題解決のために協働という手法が必要とされているか。 ・手法は工夫やアイデアがあり、斬新なものであるか。
④協働による相乗効果	・市民団体等と市が協働することで相乗効果が期待できるか。
⑤協働の役割分担	・市民団体等と市との役割分担が明確かつ妥当なものか。また、行政のノウハウの活用など多用な役割が引き出されているか。
⑥事業の企画力及び広域性、他地域への波及効果	・課題を効果的かつ効率的に解決する事業企画となっているか。 ・広域性を持った事業か。または、地域的な活動であっても、今後市全域に広がる可能性を持った事業であるか。
⑦事業の実施能力	・市民団体等が事業実施のための専門的な知識や経験を有しており、提案する事業を実施できるか。 ・これまでの活動実績が認められるか。
⑧事業の計画性	・事業の実施に向け、実現可能な具体的なスケジュールがあるか。
⑨事業の継続性、発展性	・明確な将来のビジョンや目標を持ち、協働事業終了後も継続して取り組み、事業を発展させ実施する可能性が期待できるか。
⑩事業への熱意	・プレゼンテーションにおいて、市民団体等の事業に対する熱意が認められるか。

10 その他留意事項**(1) 委託料の交付**

委託料については、予算の範囲内で分配するものとします。よって、事業が採択された場合であっても、交付希望額の満額を交付できない場合があります。これにより、提案内容の見直しが必要な場合は、事業実施までに見直しを行っていただきます。

(2) 委託料の精算

事業完了後、実績報告書等の書類を事務局に提出していただき、委託料を確定します。余剰金が発生した場合は、精算後、戻し入れを行っていただきます。

(3) 事業企画の内容等の公表

事業の内容や事業報告書等については、市HP等において公表します。

(4) 積極的な情報提供

事業に取り組む際には、マスコミ等へ積極的な情報提供をお願いします。

また、チラシやポスターなどを作成する場合は、「本事業は、令和5年度新見市公募型鉄道利用促進事業の採択を受け実施しています」という文を必ず記載してください。（市からの委託事業であるため、新見市及び新見市教育委員会は後援を行いません。）

(5) 個人情報の取り扱い

新見市個人情報保護条例を遵守するものとし、協働事業で知り得た情報を他の者に漏らしてはいけません。

※この「募集要項」は、市HPにも掲載しています。

【事務局】

〒718-8501 新見市新見 310 番地 3
新見市 福祉部 交通対策課 交通企画係
TEL:0867-72-6122 FAX:0867-72-6107
MAIL:koutsu@city.niimi.okayama.jp